

## **[事案 2024-280] 年金支払額確認請求**

・令和7年5月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時の設計書に記載された年金額の支払いの確認を求めて、申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成7年11月に契約した個人年金保険について、以下の理由により、設計書記載どおりの年金額が支払われることの確認を求める。

- (1) 契約時に、募集人から設計書を提示され、特別配当が受けられるお得な年金と説明されたが、実際には特別配当の支払いがなかった。
- (2) 設計書の条件で契約したにもかかわらず、特別配当が無いのは納得できない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の内容は約款によって定まり、設計書の記載は契約内容とはならない。
- (2) 設計書・パンフレットに記載されている配当金額は試算にすぎず、無配当もありうる旨の注意文言が記載されている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。